

八幡平市商工会報

第42号(平成24年8月)

発行年月日 平成24年8月10日
編集・発行 八幡平市商工会
発行責任者 会長 高橋富一
〒028-7111
八幡平市大更 35-63-85
電話 0195-76-2040
FAX 0195-76-2145

第2回理事会を開催

7月6日、商工会館において本年度第2回理事会を開催しました。4議題について審議され全議題とも可決承認されました。

議題と審議の概要は、次のとおりです。

- ・議題第1号「常設委員会規程の一部改正について」
常設委員会は、組織広報、事業企画、財政共済、会費検討委員会の4委員会ありますが、「会費検討委員会」の名称を「会費等検討委員会」に変更し、会費に加え、手数料と使用料の徴収に関することを審議事項に加える改正をしました。
- ・議題第2号「各委員会委員の承認について」
上記常設委員会のほか、商品券運営委員会、金融審査委員会及び地域振興事業推進委員会の委員の任期満了に伴い新委員が承認されました。
- ・議題第3号「副会長の委員会担当及び役員職務代理順位について」
常設委員会の組織広報・事業企画委員会の担当副会長に横澤盛悦副会長を、財政共済・会費等検討委員会の担当副会長には橋本雅彦副会長とすることとし、会長、副会長等に事故あるときの代理等の順位については、第1順位者に横澤副会長、第2順位者には橋本副会長、以下理事の順位を会長が指名し、承認されました。
- ・議題第4号「会員加入の承認について」
5月以降加入申し込みのあった4事業所が承認されました。新会員は本紙会員紹介コーナーに掲載しています。
議題審議の後、報告事項として業務報告など10項目について報告し了承されました。

県・市が雇用の維持・確保等を要望

7月20日、盛岡広域振興局長、八幡平市長連名の「雇用の維持・確保等に関する要望書」を受理しました。同日、当商工会を訪れた菊池振興局長と田村市長が高橋会長に要望書を手渡し、厳しい経済情勢ではあるが、新規学卒者の採用を含めた雇用の維持・確保、労働安全衛生の確保に配慮されたい旨要請がありました。

各会員企業におかれましては、経営環境が厳しいところですが、雇用の確保と労働安全衛生にご配慮くださるようお願いいたします。



あしろHANNA花フェスタ2012

花いっぱい満喫

6月29日から7月1日までの3日間、商工会では、商店街活性化推進事業の一環として安代地区荒屋新町と安比高原を会場に花フェスタを開催しました。オープンガーデンには、被災地の岩手県の沿岸部から、遠くは、宮城県石巻市からも多くのお客様が来場され、各会場では600人の方々が色とりどりのお花を楽しんでいました。

また、商店街フォトコンテストを行い、商店街の街並みやお花の写真など77点の応募があり、8月2日に厳選なる審査の結果、久慈市の桜庭義孝さんが金賞に入選し、新安比温泉静流閣のペア宿泊券（2万円相当）を副賞として授与しました。作品は、よりあい処ぬくもりに展示していますので、ご自由にご覧ください。（コミュニティーバス運行日のみ開館しています。）



八幡平山賊まつりへの出店者の募集！

- ★ 開催期間 平成23年10月6日（土）～8日（月・祝）までの3日間
- ★ 会場 八幡平市柏台「さくら公園イベント広場特設会場」
 - ◎ 出店者の資格
 - （1）八幡平市内に在住し、生産物及び特産品、産業製品等を生産又は販売している業者及び関連団体。
ただし、市外の団体については市内業者と一体で生産、販売していると認められること。
 - （2）まつり期間中3日間出店できること。
 - ◎ 出店料 物販ブース3日間で1小間につき10,000円・飲食ブース1団体につき20,000円
 - ◎ 出店調理と商品の配置
売場スペースや出展物の重複、また、応募多数の場合は調整させていただきます。
 - ◎ 出店の申込み
申込書は商工会に用意しています。
なお、指定暴力団排除条例に基づき審査します。
申込期限は9月3日（月）まで。



毎月勤労統計調査特別審査についてのお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用雇用を1人から4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、結果は小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査票の内容をお聞きして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた事柄は、「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられる事は禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただきまして、ご回答いただきますようお願いいたします。詳しくは別紙をご覧ください。

厚生労働省

設備貸与の申込受付中

＝（財）いわて産業振興センターの設備貸与＝

（財）いわて産業振興センターでは、中小企業の方が設備（動産）を導入する手段のひとつとして、設備貸与事業を行っております。

この制度は、中小企業の方が希望する設備をセンターが代わって購入し、センターから割賦で取得するものと、リースで調達するものがあります。

貸与及びリース制度の概要は、次のとおりです。

1 設備貸与（割賦販売）

- ①対象企業 県内に事業所・工場を有する中小企業
- ②金利 年1.95%（東日本大震災で直接被災した企業は、2年据置で1.85%）
- ③返済期間 5年～10年
- ④利用限度額 100万円～1億円（税込み）

2 リース（ファイナンスリース）

- ①対象企業 県内に事業所を有する小規模企業者で、原則として従業員20人以下の企業（商業・サービス業は5人以下）
- ②リース料 5年返済＝月額1.837%
7年返済＝月額1.360%
- ③利用限度額 100万円～6,000万円（税込み）

当センターでは、設備代金の2分の1以内を無利子で貸し付ける「設備資金貸付制度」も実施しています。

詳しくは、八幡平市商工会（電話0195-76-2040）又は（財）いわて産業振興センター（電話019-631-3821）へお問い合わせください。

◆経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）のご案内◆

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度。無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内（最高8,000万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

また、平成23年10月から制度がより充実いたしました。共済金の貸付限度額が、3,200万円から8,000万円に変更となり、掛金月額の上限が8万円から20万円に引き上げられました。是非この機会に、加入・増額をご検討ください。

詳しい内容のお問合せと加入申込みは、商工会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

中小企業基盤整備機構共済制度URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

中小企業基盤整備機構コールセンター 050-5541-7171

◆小規模企業共済制度のご案内◆

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。

また、平成23年1月から個人事業主の「共同経営者」も2人まで加入することができます。この機会に加入・増額をご検討ください。

詳しい内容のお問合せと加入申込みは、商工会、青色申告会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

中小企業基盤整備機構共済制度URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

中小企業基盤整備機構コールセンター 050-5541-7171

◆ご案内◆

商工会では、新規会員を募集しています。会員の皆さまには、近隣等お知り合いで商工会に加入していただける方のご紹介、情報をお寄せいただければ幸いです。

会員からの紹介により新規に会員加入された場合は、1件につき八幡平市共通商品券6枚進呈します。

電話：商工会本所 76-2040

松尾支所 74-3020

安代支所 63-1001



引き続き情報提供をお願いします。

新会員のお知らせ

7月6日の理事会において、次の4事業所が承認され入会しました。

- ・NELCAFE(ネカフェ) [安比高原] (喫茶店)
- ・合同会社リグループ [西根平笠] (乗馬クラブ)
- ・わんだい農園 [安代] (そば粉製粉)
- ・BLT オートサービス [松尾] (自動車整備)

会員紹介コーナーへの掲載事業所募集について

本紙「会員紹介コーナー」に掲載いただける事業所を募集しています。

商工会までご連絡をお願いします。

(TEL 76-2040・担当 四日市)